

報告第8号

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年8月31日提出

養父市長 大 林 賢 一

記

1 健全化判断比率 (単位：％)

区 分	令和7年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
① 実質赤字比率	—	13.17	20.00	
② 連結実質赤字比率	—	18.17	30.00	
③ 実質公債費比率	8.1	25.0	35.0	
④ 将来負担比率	—	350.0		

※ 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じない場合は、「—」と表示している。

2 資金不足比率 (単位：％)

公営企業会計の名称	令和7年度 決 算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

※ 資金不足が生じない場合は、「—」と表示している。